

平成19年2月22日

各 位

会社名 株式会社日住サービス
代表者名 代表取締役社長 鈴木 恭輔
コード番号 8854
上場取引所 大証
問合せ先 常務取締役管理担当
山崎 英雄
TEL 06-6343-1956

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成19年2月22日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主価値を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の見直し案の具体的な内容を決定し、あわせて買収防衛策の導入等の決定機関及び新株予約権無償割当て等の決定機関に関する定款変更議案並びに本プラン導入の承認議案を平成19年3月29日開催予定の第31期定時株主総会（以下「次期定時株主総会」といいます。）に提出することを決定いたしましたので、ここにお知らせします。

当社は、既に平成18年2月23日開催の取締役会において、「大規模買付行為への対応方針」（以下「原プラン」といいます。）の導入を承認し、同年3月30日開催の取締役会において原プランの採用の継続を承認しておりますが、その後も会社法の施行や、原プラン採用後の社会・経済情勢の変化等も踏まえた原プランの見直しの要否について鋭意検討を行って参りました。その結果、事前の十分な情報開示と相当な検討期間を確保することに加え、対抗措置の発動にあたって株主の皆様のご意思を適切に確認する仕組みを取り入れる方が、当社の企業価値ひいては株主価値を維持・向上するための方策としてより適切ではないかと考え、次期定時株主総会において、原プランを見直して本プランを導入することの是非を株主の皆様のご判断に委ねることとしました。

なお、本プランの内容並びに上記議案を次期定時株主総会に提出することについて決定した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名が出席し、いずれの監査役も、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べました。

1. 本プラン導入の必要性について

当社は、変化に挑む経営、社会的使命を担う経営を理念として昭和51年に設立され、昨年1月に創業30周年を迎えた、不動産に関する流通、情報サービスの会社であり、不動産の売買及び賃貸借の仲介を中心に、不動産の売買、賃貸、建設、改装、賃貸管理、鑑定、住宅ローン取次、保険代理等の関連業務を営んでおります。

当社は、お客様第一主義の下、不動産に関するトータルサービスを安全、確実、迅速、丁寧提供し、お客様の資産構築のお手伝いをする事、また住生活の夢の実現を支援すること、をもって地域社会に貢献することを創業時より経営の基本方針として参りました。そして、そのような基本方針の下、法令を遵守しつつ、お客様の立場で共に考えてコンサルティングし、不動産に関するあらゆるサービスを提供する従業員を育成することに努めており、これらを実践する従業員が当社のかけがえのない財産であると考えております。これらの実践を通して形成された不動産取引のノウハウやシステムは、地域社会にも支持されて、当社は、京阪神を中心に近畿2府2県（大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県）に43店舗を展開するに至り、大きな信頼と信用を築いて参りました。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値ひいては株主価値に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値ひいては株主価値に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われまます。従いまして、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主価値に資さないものも少な

くありません。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、次期定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただけることを条件として、本プランを導入し、大規模買付行為（２．（２）において定義されます。）の提案が行われた場合に大規模買付者（２．（１）において定義されず。）及び当社取締役会が遵守すべき手続き並びに当社株主の皆様の意思を確認するための手続き等について客観的かつ具体的に定めることを決定いたしました。

なお、平成18年12月31日時点における当社の大株主の状況は別紙2のとおりであります。

2. 本プランの内容

（1）本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主価値を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為（２．（２）において定義されます。）が行われる場合に、(i) 大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉を行ったりし、(iv) 当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大規模買付者には、上記(i)及至(iv)の手続きが完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

（2）対象となる大規模買付行為

本プランは、(i) 特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的と

¹ (i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

² 特定株主グループが、脚注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものと

する当社株券等³の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、原プランの導入時点で議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者による買付行為及びあらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。)又は、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等⁴(以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といいます。)を適用対象とします。

(3) 情報提供の要求

前記(1)に定める大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(大規模買付者の具体的な名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況(取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。)及び当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意(口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。)
- ③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、取得完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みま

します。)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)又は、(ii)特定株主グループが、脚注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。なお各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

³ 証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

⁴ 共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他証券取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

す。)

- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して証券取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤ 当社株券等の取得対価の算定根拠（算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑦ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、本プランに定める手続きに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただくこととします。当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供していただいた情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）と協議の上、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示することがあります。

(4) 取締役会による大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・情報開示

大規模買付者より情報提供が十分になされたとき当社取締役会が認めた場合は、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。当社取締役会は、取締役会評価期間内において大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社企業価値ひいては株主価値の確保・向上という観点から、大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、外部専門家等の助言を得るものとします。

その上で、当社取締役会は、大規模買付行為の内容を検討し大規模買付行為の内容を改善させるために、必要に応じ、大規模買付者と協議、交渉を行います。大規模買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大規模買付者から提出された本必要情報、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(5) 株主意思の確認手続き

取締役会評価期間満了後、当社取締役会は、(i) 大規模買付行為が3.(1)イ.又はロ.に該当する等大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なう場合に該当すると判断した場合及び(ii) 大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると当社取締役会が判断した場合を除き、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様にご判断して頂きます。また、当社取締役会は、(i) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守していないと判断した場合、又は、(ii) 大規模買付行為が3.(1)イ.又はロ.に該当する等大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なう場合に該当すると判断した場合であっても、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様にご判断して頂くこともできるものとします。

当社株主の皆様のご意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」とい

ます。)による決議によるものとします。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことと致します。なお、当社取締役会は、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日(以下「本基準日」といいます。)を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告するものとします。

- ① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主とします。
- ② 本株主総会の決議は、法令及び次期定時株主総会において定款一部変更の件が承認可決された場合の変更後の定款第35条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ③ 特定株主グループは、本株主総会終了時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。
- ④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、前記2.(5)記載の通り、当社株主の皆様による本株主総会の決議により、大規模買付行為に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことと致します。

なお、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であって、かつ、当該買付等の提案が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は前記2.(5)記載の株主意思の確認手続きを経ることなく対抗措置を講じないとするものとします。もっとも、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主価値を守るために、取締役会の決議により対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ. 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

これらの場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否かの判断の合理性・客観性を高めるために、外部専門家等の助言を得つつ、対抗措置の発動、不発動の判断を行うものとします。

もともと、前記2.（5）記載の通り、当社取締役会が前記イ. 又はロ. に該当する等大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なう場合に該当するものと判断し、本プラン上取締役会決議のみによる対抗措置の発動が可能な場合であっても、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、当社取締役会は、前記2.（5）の株主意思の確認手続きに進むこともできるものとします。

なお、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、本株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大規模買付者が本株主総会終了の前までに大規模買付行為を開始し、又は当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときは、本株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

（2）大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者により本プランに定める手続きが遵守されない場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉を行うべき特段の事情があるとき及び前記2.（5）の株主意思確認手続きに進むべきとの判断を行った

ときを除き、原則として当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上を目的として、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。なお、具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙1に記載のとおりです。

4. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本プランの導入時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大規模買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3.において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値ひいては株主価値を確保・向上することを目的として、新株予約権無償割当て等の対抗措置を執ることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社の株主の皆様（本プランの定める手続きに違反した大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を執ることを決定した場合には、法令及び関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

イ. 名義書換の手続

対抗措置として、当社取締役会又は本株主総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります。(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。)

ロ. 新株予約権の行使の手続

対抗措置として、当社取締役会又は本株主総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書(行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。)その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、対象株式数(別紙1において定義されます。)に相当する数の当社株式が発行されることとなります。

ハ. 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等

につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、次期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、次期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。本プランが導入された時点で、原プランは廃止されるものとします。但し、有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、次期定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

6. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、次期定時株主総会において、本プラン導入に関する承認の決議がなされることを条件として本プランを導入させて頂く予定です。具体的には次期定時株主総会において、買収防衛策の導入等の権限及び新株予約権無償割当て等の決定機関に関する定款変更決議を行い、さらにその定款の定めに基づき本プランの導入の承認決議がなされることにより、本プランは導入されます。また、プラン承認決議の有効期間を次

期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、期間満了時には、当社取締役会は、本プランの各条件の見直し等を含め、必要に応じて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。

なお、前記5.「本プランの有効期間等」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び消長は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

(3) 有事における株主意思の直接的な反映の機会の確保

本プランでは、大規模買付者が所定の手続きルールを遵守した場合、原則として対抗措置の発動の可否についての判断を株主の皆様にご判断いただくための株主総会を開催することとしており、当社取締役会による恣意的判断を防止するとともに、株主意思が直接的に反映する機会を確保する仕組みとしています。

(4) 外部専門家等の意見の取得

大規模買付者が、本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否かについての当社取締役会の判断の合理性・客観性を確保するため、本プランにおいて、当社取締役会は独立した外部専門家等の助言を受けることができるものとしています。これにより、当社取締役会による判断の合理性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において随時、改廃の決議を行うことができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の

者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。)。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、本 8. ②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

以上

当社の大株主の状況

平成18年12月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
株式会社日住カルチャーセンター	3,816 千株	19.18%
株 式 会 社 日 住 サ ー ビ ス	1,771	8.90
株 式 会 社 E I G E N V E C	1,286	6.46
大 阪 証 券 金 融 株 式 会 社	985	4.95
日 住 サ ー ビ ス 従 業 員 持 株 会	982	4.94
全 国 保 証 株 式 会 社	650	3.27
株式会社カワサキライフコーポレーション	640	3.22
株 式 会 社 新 日 鉄 都 市 開 発	605	3.04
新 名 和 子	581	2.92
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	400	2.01

(注) 株式会社 EIGENVEC から、平成18年9月22日付(報告義務発生日 平成18年9月15日)で提出された大量保有報告書により同日現在で2,104千株保有している旨の報告を受けておりますが、当社として会計期間末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の持株数には含めておりません。

大量保有報告書 株式会社 EIGENVEC

住所 東京都港区虎ノ門1-25-5 虎ノ門34MTビル8F

保有株券等の数 株式 2,104,000株

株券等保有割合 10.57%

以 上